



月刊

ぎふ労働局 通信



2024 8

岐阜労働局・労働基準監督署・ハローワーク

労使で
魅力ある
職場づくりに
取り組む宣言
をしませんか？



宣言登録いただくと、タテ約46.5cm、ヨコ約64cmの大きな額入りの登録証、宣言書を贈呈！
事業所内に掲げていただければ、皆で一つになって働くことの意識の高揚が期待できます！

育児・介護休業法及び次世代育成支援対策推進法が改正されました

①子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置の拡充

- ・3歳以上の小学校就学前の子を養育する労働者に関し、柔軟な働き方を実現するための措置の義務化
- ・所定外労働の制限（残業免除）の対象の拡大
- ・育児のためのテレワーク導入の努力義務化
- ・子の看護休暇の見直し
- ・仕事と育児の両立に関する個別の意向聴取・配慮の義務化

②育児休業の取得状況の公表義務の拡大や次世代育成支援対策の推進・強化

- ・従業員300人超の企業に育児休業等の取得状況を公表義務化
- ・次世代育成支援対策推進法の有効期限延長
- ・一般事業主行動計画策定時における育児休業取得等に関する状況把握・数値目標設定の義務化

③介護離職防止のための仕事と介護の両立支援制度の強化等

- ・介護離職防止のための個別の周知・意向確認、雇用環境整備等の措置の義務化



くわしくはこちら➡

くるみん認定・くるみんプラス認定・プラチナくるみん認定・プラチナくるみんプラス認定 を受けた中小事業主に対し、助成金を交付します

育児休業等の取得促進、労働者の子育て支援、業務負担軽減や所定外労働の削減、職業生活と家庭生活の両立支援のための取り組みに要する経費が対象です。

くわしくはこちら➡



「新しい働き方」セミナーを開催しています

平成31年4月から「働き方改革関連法」が施行され、時間外労働の上限規制、年次有給休暇の取得の義務化等、労働基準関係法令に則した適切な労務管理を行うことが必要となっています。建設業の事業場、医師や自動車運転者については、令和6年4月1日から時間外労働の上限規制の適用が開始され、その対応に向けた取組が重要となっています。

岐阜労働局では、県内7か所の労働基準監督署において、以下のセミナーを開催しています。

▶トラック運転者の「新しい働き方」セミナー

時間外労働の上限規制への対応、賃金制度の改善等、働き方改革に取り組む岐阜県内のトラック業の人事労務担当者向けの説明会です。

▶建設業の「新しい働き方」セミナー

時間外労働の上限規制への対応、災害その他避けることのできない事由の解釈等、建設業の人事労務担当者向けの説明会です。

▶バス業務委託者等のセミナー

高速バス、貸切バス、コミュニティバス、スクールバス等を委託する自治体の関係者向けに時間外労働の上限規制、改善基準告示等の説明を行うものです。

▶ぎふの「新しい働き方」セミナー

長時間労働の削減、勤務間インターバルの設定、年次有給休暇の取得促進等、労働者のワークライフバランスを意識した取組を行う中小企業向けの説明会です。

▶医療機関の「新しい働き方」セミナー

働き方改革に取り組む病院、診療所の人事労務担当者向けのZoomによる説明会です。

お申し込みはこちら
から ➡



キャリアアップ助成金



社会保険適用時処遇改善コース

2024年10月から、従業員数51人～100人の企業で働くパート・アルバイトが新たに社会保険の適用になります。労働者を新たに社会保険に加入させるとともに、収入を増加させる取組を行った事業主に助成します。

賃金規定等改定コース

有期雇用労働者等の基本給の賃金規定等を3%以上増額改定し、その規定を適用させた場合に助成します。**最低賃金の引上げに伴う賃上げにも活用できます。**



キャリアアップ計画を賃金規定等の改定前日までに労働局に提出する必要があります。

労働者派遣事業適正化研修会を開催<オンライン開催>

適正に派遣労働者を受け入れるため、または労働者を派遣するための研修会を次のとおり開催します。

◆派遣先事業所対象
(現在派遣労働者を受け入れている事業所または今後派遣労働者の受け入れを検討している事業所向け)
令和6年9月24日(火)、25日(水)

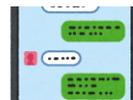
◆派遣元事業所対象
(労働者派遣業の許可をお持ちの事業所向け)
令和6年11月13日(水)



労働基準監督署チャットボット

労働条件、安全衛生や労災保険関係等に関する相談は、労働基準監督署チャットボットにより**24時間対応**していますので、ご利用ください。

労働基準監督署名や管轄市町村名を入力することにより、労働基準監督署の住所や電話番号等を調べることも可能です。



くわしくはこちら



障害者の法定雇用率について

1 障害者の法定雇用率が段階的に引き上げ

	令和5年度	令和6年4月	令和8年7月
民間企業の法定雇用率	2.3% ⇒	2.5% ⇒	2.7%
対象事業主の範囲	43.5人以上	40.0人以上	37.5人以上

2 障害者雇用における障害者の算定方法が変更

週所定労働時間が10時間以上20時間未満の精神障害者、重度身体障害者及び重度知的障害者について、雇用率上、0.5カウントとして算定できるようになりました。



くわしくはこちら

若手社員がもっと輝く会社に！ 若手社員、先輩社員、採用・育成担当者

向けセミナーを順次開催
<オンライン開催>

【セミナーの例】

- ・クイズ形式で学ぶ社内コミュニケーション
- ・「こころの風邪」の予防法 メンタルヘルスを学ぼう
- ・部下を知るための1on1コミュニケーション
- ・Z世代が求める職場環境や働き方を理解する

など



くわしくはこちら



データで見る「ぎふの労働」 —「令和5年度 障害者の就職件数」が過去最高—

県内のハローワークを通じた障害者の就職件数は2,152件で対前年度比9.7%の増加となり、**過去最高を更新**しました。

また、精神障害者の就職件数においては、**過去最高の1,098件**となりました。



【産業別にみたときの特徴】

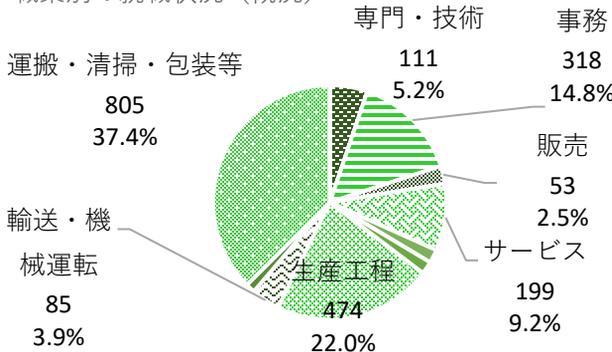
「医療、福祉」(935件、43.4%)、「製造業」(403件、18.7%)、「卸売・小売業」(193件、9.0%)における就職件数が多くなっています。障害種別にみた場合も同様の状態となっています。

【職業別にみたときの特徴】

「運搬・清掃・包装等の職業」の割合が大きく、「生産工程の職業」、「事務的職業」、「サービスの職業」が続いています。

障害種別でみた場合も、「運搬・清掃・包装等の職業」において高い割合となっています。

職業別の就職状況 (概況)



くわしくはこちら

